

ID: 1003

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

処分の概要	事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべき旨の命令		
例 規 名 根 拠 条 項	北海道公害防止条例 第57条第2項		
例 規 番 号	昭和46年北海道条例第38号		
<p>【根拠条文】 (事故時の措置) 第57条 工場等からばい煙、粉じん、汚水等、騒音、振動又は悪臭(以下「ばい煙等」という。)を発生し、排出し、又は飛散させる者は、ばい煙等を発生し、排出し、又は飛散する施設、ばい煙等処理する施設その他の施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙等が著しく発生し、排出され、又は飛散したときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。</p> <p>2 知事は、前項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場等の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、当該工場等からばい煙等を発生し、排出し、又は飛散させる者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 7 月 31 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日